

公 示 日 : 2023 年 3 月 15 日 (水)

調達管理番号 : 22a01012

国 名 : マダガスカル

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

調 達 件 名 : マダガスカル国コメセクター生産性向上及び産業化促進支援プロジェクト中間レビュー調査 (評価分析)

適用される契約約款 :

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務 (役務) が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3 号~4 号
- (3) 業 務 の 種 類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2023 年 4 月下旬から 2023 年 6 月下旬
- (2) 業務人月 : 現地 0.77、国内 0.50、合計 1.27
- (3) 業務日数 : 準備期間 現地業務期間 整理期間
5 日 23 日 5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2023 年 3 月 29 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月)」の「別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが

届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で 03-5226-6608 まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。

提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2023 年 4 月 7 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方等	①業務実施の基本方針	16 点
	②業務実施上のバックアップ体制	4 点
(2) 業務従事者の経験能力等	①類似業務の経験	40 点
	②対象国・地域での業務経験	8 点
	③語学力	16 点
	④その他学位、資格等	16 点
		計 100 点

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	マダガスカル及び全途上国
語学の種類	英語。仏語ができることが望ましい。(両言語について語学証明書を有する場合は添付すること)

* 語学の証明書に関しまして、TOEIC の IP テストによるスコアレポートも可とした暫定運用は 2022 年 9 月末にて終了していますので、ご留意ください。なお、CASEC や JICA 専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっていますので、提出（添付）いただく必要はありません。
(詳細：https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html)

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

- (2) 必要予防接種：黄熱に感染する危険のある国から来る者は黄熱予防接種証明書が要求されています。また、乗り継ぎのため、黄熱に感染する危険のある国の空港に12時間以上滞在した渡航者も黄熱予防接種証明書が要求されています。

6. 業務の背景

マダガスカルにおいてコメは主食であり、最も重要な作物である。稲作は全耕地面積の約4割を占め、コメの総生産量は403万トン/年(MAEP1、2018年)、消費量は約98kg/人/年(FAO、2017年)に及ぶ。生産量の7割が市場に流通しない自家用として消費されているが、その他は販売に回され、コメ農家では家計収入の約半分をコメに依存しており、食料安全保障に加え農家経営上も稲作は極めて重要性が高い。現在のコメの自給率は約90%で、他国と比較すると高い数字であるが、コメの自給達成は食料安全保障や経済・貧困削減の観点から重要であり、「国家開発計画(PND、2015年～2019年)」や「セクター開発計画農業・畜産・漁業(PSAEP、2016年～2020年)」において特に重視されている。また、2019年1月に政府が打ち出した「マダガスカル新興計画」(IEM、2019～2024年)には、2024年までコメの自給のために、年間50万トンの生産増が目標に掲げられた。さらに、マダガスカルにおける将来の開発ビジョンである「Fisandratana 2030」においては、同国はコメの需要が高いインド洋地域の穀倉地帯として、2030年までにコメの輸出国になることを目指している。コメの自給達成に向けた生産拡大実現のため、より多くの稲作農家に対する適正栽培技術の普及と、稲作環境の維持(流域管理)が求められており、将来の輸出に向けた計画策定及び実施も必要となっている。

マダガスカルは「アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)」対象国であり、CARDの推進に向けてJICAは「中央高地コメ生産性向上プロジェクト(PAPRiz)」(2009年1月～2015年7月)を実施し、コメ生産性向上のための技術開発に取り組んだ。その後継案件である「コメ生産向上・流域管理プロジェクトフェーズ2(PAPRiz2)」(2015年12月～2020年11月)では、より多くの稲作農家への技術普及を図るため、PAPRizで開発された技術パッケージと環境保全(流域管理)技術及び普及手法を組み合わせ、それらの実施体制の強化を行った。

それまでの成果を踏まえ、マダガスカル政府は、PAPRiz技術の普及、コメバリューチェーン(VC)強化に向けた中央政府の能力強化、農家の経営能力強化、投入材供給体制及びポストハーベストの改善を行うことにより、自給達成及び将来の輸出に資するコメVC強化を目指す「コメセクター生産性向上及び産業

化促進支援プロジェクト」(以下、「本プロジェクト」)を要請し、JICAは2020年12月1日より協力(5年間)を開始した。

プロジェクトの中間点を迎えるにあたり、プロジェクト活動の現時点までの進捗、成果発現状況と課題を確認し、必要に応じてプロジェクト枠組み(PDM)の見直しを行い、プロジェクト後半に向けた提言を取りまとめるため、本中間レビュー調査を実施する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、評価時点におけるプロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価6基準(妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性)を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間(2023年4月下旬~2023年5月中旬)
 - ① 既存の文献、報告書等をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
 - ② 既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価6基準ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(和文・英文)を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
 - ③ 評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P機関、その他マダガスカル側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(英文)を作成する。作成した質問項目(案)は現地派遣前にJICAに提出する。
 - ④ 調査団の打合せ、対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地業務期間(2023年5月下旬~2023年6月中旬)
 - ① JICAマダガスカル事務所等との打合せに参加する。
 - ② マダガスカル側関係機関との協議及び現地調査に参加し、本調査の評価手法について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
 - ③ 事前に配布した質問票を回収、整理すると共に、プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、

データの収集、整理を行う。

- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員（マダガスカル側レビュー調査団員含む）及びマダガスカル側 C/P とともに評価 6 基準の観点から評価を行い、中間レビュー調査報告書（案）（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑥ 調査結果や他団員及びマダガスカル側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑧ 担当分野（評価分析）に係る現地調査結果を JICA マダガスカル事務所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2023 年 6 月下旬）

- ① 評価結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。
- ② 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野（評価分析）に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野にかかる中間レビュー調査報告書（案）（和文）を作成する。また、総括及び協力企画の団員が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（1）業務完了報告書

2023 年 6 月 30 日（金）までに提出。

次の①～③、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出する。

- ① 中間レビュー調査報告書（英文）
- ② 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）
- ③ 担当分野に係る中間レビュー調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成にかかる留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約にお

ける経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「Ⅹ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、以下の経路を標準とします。

日本⇄アジアスアベバ⇄アンタナナリボ

日本⇄香港、シンガポール⇄ヨハネスブルグ⇄アンタナナリボ

日本⇄パリ⇄アンタナナリボ

（2）新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。なお、現時点でマダガスカル入国時の隔離期間は不要です。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2023年5月20日～2023年6月11日を予定しています。本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。なお、現時点でマダガスカル入国時の隔離期間はありません。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA マダガスカル事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舍手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります）

エ) 通訳備上：英語⇄フランス語の通訳を提供

- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チームから配布しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・マダガスカル国「コメセクター生産性向上及び産業化促進支援プロジェクト」詳細計画策定調査報告書
 - ・マダガスカル国「コメ生産向上・流域管理プロジェクトフェーズ 2 (PAPRiz2)」終了時評価調査報告書
- ② 本業務に関連する以下の資料が JICA のウェブサイトで公開されています。
 - ・マダガスカル国「コメセクター生産性向上及び産業化促進支援プロジェクト」事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2019_1700342_1_s.pdf
- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」
 - イ) 提供依頼メール
 - ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
 - ・本文：以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効

とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マダガスカル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上